

# 障害者自立支援医療（育成医療）の申請について

自立支援医療（育成医療）を受けるには受給者証が必要です。以下のことに注意して原則として手術等の治療開始前に申請し、受給者証および自己負担上限額管理票の交付を受けてください。

	申請に持参するもの	注意事項
1	<b>自立支援医療費（育成医療・更生医療）支給認定申請書</b> （様式第 20（第 10、11 条関係））	記入例を参考に点線から上の枠内は、すべてご記入下さい（押印不要）
2	<b>自立支援医療（育成医療）意見書</b> （様式第 21）	担当医師が記入
3	<b>健康保険証</b>	・社会保険は受診者（子）本人のみ ・国民健康保険・国保組合の場合は、世帯全員分
4	受診者及び受診者と同じ保険に加入している方のマイナンバーのわかるもの（ <b>マイナンバーカード、通知カード等</b> ）	申請者（親）以外の方のマイナンバーカード、通知カード等は写しても可
5	申請者の本人確認のため、顔写真付き身分証明書（ <b>運転免許証、マイナンバーカード等</b> ）	
その他	<p>● <b>申請日が 1～6 月の場合</b></p> <p>・前年 1 月 2 日以降に豊橋市に転入された被保険者は、前々年の所得に基づく前住所地の<b>課税証明書</b>（又は<b>非課税証明書</b>）をご用意ください。</p> <p>● <b>申請日が 7～12 月の場合</b></p> <p>・当年 1 月 2 日以降に豊橋市に転入された被保険者は、前年の所得に基づく前住所地の<b>課税証明書</b>（又は<b>非課税証明書</b>）をご用意ください。</p> <p>※【課税・非課税証明書について】<u>社会保険に加入の方は被保険者の分、国民健康保険又は国保組合に加入の方は、16 歳以上の同一世帯員全員分</u>をご用意ください。</p>	
	過去 1 年間に高額療養費の給付を 4 回以上受けられている場合は、高額療養費の給付が確認できる書類（高額療養費の支給明細書・支払通知書など）をご持参ください。	

- 全ての書類がそろったら、豊橋市保健所こども保健課（ほいっぷ 1 階）に申請してください。
- 審査の結果、高所得等の理由により不承認となることがあります。

[問い合わせ先]  
豊橋市保健所こども保健課  
育成医療担当  
TEL(0532)39-9167